

7 助成金について Q&A

	質問	回答	関連資料
1	手当等について、助成金対象のものと同対象外のものを教えてください。	主なものは以下のとおりです。 <助成金対象> ○健康保険料 ○厚生年金保険料 ○雇用保険料 ○労働災害保険料 ○一般拠出金 ○子ども・子育て拠出金 ○通勤手当 ○来日時及び任期満了帰国時の旅費 <助成金対象外> ×住居手当 ×期末・勤勉手当 ×扶養手当 ×退職手当 ×出張旅費(※私学財団指定の指導力等向上研修及び文化研修を除く)	・手引 P.51-53 ・私立学校外国語指導助手活用事業費交付要綱
2	当校では、JET ALT に通勤交通費として6か月分の定期代を支給しています。様式第1号の4に記載するとき、月ごとに割らなければなりませんか。	いいえ。実際に通勤交通費を支給された月の欄に、実額をご記入ください。 また、翌年度の分を今年度に支給する場合も、上記のとおりご対応ください(例:2月から7月までの6か月分の定期代を2月に支給する場合、2月の欄に実額を記入)。	
3	JET ALT が使用する教材やパソコンを購入しました。この費用も助成金の対象となりますか。	いいえ。助成金の対象にはなりません。対象となるのは、助成金交付要綱第3条(対象経費)に記載されている費用のみです。	・私立学校外国語指導助手活用事業費助成金交付要綱
4	一時宿泊所から学校に通勤するための経費と確定した住居からの通勤手当を同時に支給しましたが、これは助成対象となりますか。	はい。支給された実額をご申請ください。現金で支給される場合は、助成金実績報告の際に署名または押印されている受領書をご提出いただきます。	・手引 P.52、P.56
5	JET ALT の来日渡航費用、任用団体特別会費、傷害保険負担金、来日直後オリエンテーション参加に要する交通費及び宿泊費は、どのようにして教えてください。	CLAIR から請求があった後、私学財団から金額を文書で通知します。	・手引 P.51 ・私立学校外国語指導助手活用事業費助成金交付要綱
6	社会保険料について端数が生じますが、どのように処理すればよいのですか。	各種法令等に定められている切上げ(切捨て)等のルールに則って処理してください。	
7	出張旅費や通勤手当算定のため、給与規程や旅費規程が必要とのことですが、該当する部分のみでもよいのですか。	はい。規程全体ではなく、該当部分のみで結構ですが、抜粋であることがわかるようにしてください。	・手引 P.57
8	オリエンテーション会場から学校への移動だが、JET 参加者の荷物が多い場合、電車ではなくタクシーで移動したいと思います。この場合は助成対象となるのでしょうか。	経済的かつ合理的な経路を助成対象としているため、この場合は対象となりません。	・私立学校外国語指導助手活用事業費助成金交付要綱
9	指導力等向上研修以外の日当は支払ってよいのですか。また、助成対象となりますか。	学校の規則に則ってください。しかしながら、助成対象とはなりませんのでご注意ください。	・手引 P.53、P.56
10	配置は高校で申請しているが、中学でも勤務してもらう場合、助成対象は高校分のみでしょうか。	法人単位で申請いただけますので、かかった費用を申請してください。	
11	各種支払実績を証する書類について、給与の金融機関への振込記録、社会保険料納付書は、JET 個別ではなく、学校一括で支払ったものでも大丈夫ですか。	給与の振込記録は、JET ALT 個人が分かるものを提出してください。銀行が作成した記録が提出できない場合は、明細書に受領印をもらうなどしてください。社会保険料納付書は学校一括のものでかまいません。	・手引 P.58